

外国人児童生徒少数在籍地域における多文化共生教育

—山口県および下関市の現状と課題—

Multicultural Education in a Region with Small Numbers of Foreign Students

—Current Status and Challenges of Yamaguchi Prefecture
and Shimonoseki City—

石川 朝子¹

Tomoko ISHIKAWA¹

¹下関市立大学

Shimonoseki City University

要旨

グローバル化に伴い多文化共生教育の重要性が増す中、外国人児童生徒少数在籍地域である山口県および下関市を事例に政策・地域・学校の取り組みと課題について整理し、教育社会学的視点から分析を行なった。これらの地域に教育的課題が顕在化している背景について、「従来の在日外国人教育との不連続性（歴史）」、「外国人教育指針の不在（制度）」、「多文化共生教育に資する学校文化の醸成の必要性（学校文化）」の三側面から考察を加えた。

多文化共生教育の改善の方向性については、①地域の在日外国人教育の歴史的蓄積を踏まえ、既存の教育資源を統合し継承すること、②特に外国人児童生徒が少数在籍する地域特性を考慮した教育指針の策定が不可欠であること、③多文化共生教育が学校文化として定着していないという構造的課題があるため、母語・母文化の尊重を含む包括的な多文化共生教育を学校・地域全体で推進する文化の醸成が不可欠であること、が教育改善の基盤となると結論づけた。

キーワード：多文化共生教育、外国人児童生徒少数在籍地域、教育政策、在日外国人教育との不連続性、学校文化

Abstract

As globalization progresses, the importance of multicultural education has increased. This study examines Yamaguchi Prefecture and the city of Shimonoseki—regions characterized by a low enrollment of foreign-national students—as case studies to

analyze policies, community initiatives, and school practices, as well as the challenges they face, from a sociological perspective on education. The factors underlying the emergence of educational challenges in these regions are examined from three perspectives: the historical discontinuity with conventional education for foreign residents in Japan, the institutional absence of clear educational guidelines for foreign-national students, and the need to cultivate school cultures that support multicultural education.

The study concludes that improving multicultural education in regions with small numbers of foreign-national students requires three key approaches: (1) integrating and inheriting existing educational resources based on the historical accumulation of education for foreign residents in the local community; (2) developing educational guidelines that reflect the specific characteristics of such regions; and (3) fostering a school and community culture that promotes comprehensive multicultural education, including respect for students' home languages and cultural backgrounds, in order to address the structural challenge that this form of education has not yet become embedded in school culture.

Keywords: Multicultural Education, a Region with Small Numbers of Foreign Students, Educational Policy, Discontinuity with the Education of Foreign Residents in Japan, School Culture

1. はじめに

グローバル化の時代を迎え「多文化共生」という言葉が身近なものとなっている。1970年代から始まる新来外国人（ニューカマー外国人）の増加により、2000年以降国の施策及び日本の各都市・地域では「多文化共生」（総務省 2006）という言葉が使われるようになった。その後、親に連れ立って来日した外国につながる子どもの学校適応や不就学問題、日本語教育の必要性、学力や進路・キャリア、アイデンティティの問題など多くの教育的課題が次第に明らかとなり、学校やボランティアなどの現場で対応に追われることとなった。

これまで、「在日外国人教育」、「外国にルーツをもつ（つながる）子どもの教育」や「ニューカマー外国人の子どもの教育」という言葉で外国人の子どもの対象とされ研究されてきた。この間の20年以上に及ぶ研究では、外国にルーツをもつ子どもにスポットライトが当てられ、その対象となる子どもたちが抱える教育的課題の解決やかれらへのサポートのあり方について研究が行われてきた。しかしそこには、ホスト社会側の構造的な問題や価値観が問われることは少なかったように思われる。多様な背景をもつマイノリティの子どもの課題として（時には、日本語能力や学力、学校適応や進路・学歴などのホスト社会で生きるための「不足」を補う必要のある存在）として実践及び研究がなされてきた経緯が窺える。本稿で多文化共生教育という用語を使用する第一の目的は、外国にルーツをもつ子どもの教育に関する問題を、マイノリティの子どもの教育という狭い範疇に留めて検

討するのではなく、マジョリティ側（国、行政、地域・コミュニティ、学校、マジョリティの教員・子ども・親など）を含めた全てのアクターへと対象を広げ、多文化共生に必要な教育のあり方について考えるためである。ここで使用する多文化共生教育を、国籍や言語、文化などの違いを相互に認め合い、尊重しあうための教育として定義する。

多文化共生教育（または外国にルーツをもつ子どもの教育）に関する研究は主に、神奈川県や大阪府、愛知県、東京都などの外国人住民集住地域を中心に行われてきた。集住地域では外国人の子どもの教育課題が顕在化しやすく、早くから地域の学校や教育委員会、ボランティア団体などで対応が検討されることが多い。しかしながら先に挙げた都道府県以外のほとんどは外国人児童生徒の少数散在地域であり、本稿で取り上げる山口県下関市もそれにあたる。他方で下関市は、在日韓国・朝鮮人が比較的多く居住してきた地域であり、歴史的に外国人教育や民族教育に関する一定の実践的蓄積を有してきた地域でもある。こうした「外国人教育」の土壌を有するにもかかわらず、近年増加しつつあるニューカマーの児童生徒に対する教育支援においては、必ずしも十分な対応がなされているとは言い難い現状がみられる。

この点に着目することは、従来の外国人教育の枠組が、異なる背景をもつニューカマーの子どもたちに対してどのように機能し、あるいは機能不全を起こしているのかを検討することにつながる。すなわち、下関市の事例は、少数散在地域における多文化共生教育の課題を個別事例として記述するにとどまらず、地方都市における教育支援の構造的な限界や再編の必要性を明らかにする上で重要な分析視角を提供するものである。

また、後述するが、今後下関市においても外国人住民の増加が見込まれていることを踏まえると、現在外国人児童生徒が少数散在していると思われる下関市の多文化共生教育に関する現状や課題について検討する重要性はますます高まっている。

そこで本稿では、山口県および下関市を一例とし、多文化共生教育の現状と課題を整理する。具体的には、少数散在地域に居住する外国人児童生徒を取り巻く教育現状やその取り組みを政策レベルや地域レベルに着目して集取した資料や情報を分析し、直面する課題を抽出する。その際、在日外国人教育の歴史的（不）連続性や県及び市レベルの外国人教育政策、学校や地域での実践について着目し、教育社会学的観点から、①制度的枠組（外国人児童生徒支援に関する政策や制度の整備状況）、②教育資源の配置（日本語指導体制や地域の支援活動の有無とその活用状況）、③学校文化（教員の認識や学校内での課題共有のあり方）、④支援体制（学校・行政・地域の連携の仕組み）といった分析視点を設定し、少数散在地域において多文化共生教育が集住地域に比して十分に進みにくい要因について考察を行う。このことにより、少数散在地域での多文化共生教育に関する課題が明らかになり、課題解決に向けた具体的な提言や解決策を今後提示できる可能性がある。同時に、研究結果が広く地域住民や市・教育関係者に共有されることで、多文化共生教育に対する理解や認識が高まることが期待される。さらには、研究結果に基づいて、具体的な提言や改善策について関係者が議論することで、地域社会での多文化共生の促進に寄与できると考える。

2. 在留外国人及び外国人児童生徒に関する統計データ

まず、現在の最新の統計データから日本、そして本稿で対象とする山口県や下関市における在留外国人及び外国人児童生徒数を概観する。法務省出入国在留管理庁の統計によると、2024年12月末の在留外国人数は349万4,954人（前年末比35万7,985人で、10.5%増加）で、過去最高を更新している。在留外国人数が最も多いのは東京都の73万8,946人で全国の19.6%を占め、次いで、大阪府（333,564人）、愛知県（331,733人）、神奈川県（292,450人）、埼玉県（262,382人）という順で多い。山口県を見てみると、2024年12月末時点で21,581人の在留外国人が居住していることがわかる。2023年末（19,622人）と比べると10%増加しており、今後も増加が見込まれる^{注1)}。

一方、本稿の対象地域である下関市の状況はどうだろうか。2025年7月時点で在住外国人数は5,234人（総人口240,754人、在留外国人比率2.17%）となっている^{注2)}。国籍別にみると、多い順に韓国・朝鮮（1,938人）、ベトナム（848人）、中国（469人）、フィリピン（143人）、ネパール（74人）、インドネシア（61人）、タイ（56人）となっている^{注3)}。さらに、在留資格別では、特別永住者、特定技能・実習、留学、永住者という順で多い。下関市の特徴として、戦前戦後から在住する在日コリアンのオールドカマーや、近年はベトナムなどからの技能実習生が多いことが挙げられる^{注4)}。

このような外国人増加の傾向を受け、旧文部省（文部科学省）は、「日本語が必要な外国人児童生徒の受け入れ状況に関する調査」を1991年から始めた。統計をとりはじめて以来、年々その数は増加し、令和5年度の文科省調査（「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査結果」）では、日本語指導が必要な児童生徒数は、69,123人で前回の調査より18.6%増となっており、年々増加している。そのうち、外国籍児童生徒は、57,718人（前年に比べて21.2%増）、日本国籍児童生徒は11,405人（前年に比べて6.7%増）である^{注5)}。

また文部科学省では、全国的な外国人の子どもの就学実態の把握を進め、全ての外国人の子どもに教育機会が確保されるよう取り組んでいく必要があることから、全国的な「外国人の子供の就学状況等調査」を実施している^{注6)}。この調査は、1.就学状況の把握と2.就学促進の取組について、全国1,741の市町村教育委員会（特別区を含む）に尋ねたものである。2023年5月1日時点の調査によると、住民基本台帳上の学齢相当の外国人の子どもの人数が150,695人となっており、前年の調査から10.1%増加していることがわかった。この調査で注目に値するのは、不就学状態に置かれている可能性がある外国人の子どもの多さである。まさに、8,601人もの子供が、義務教育学校にも外国人学校にも

注1) 法務省出入国在留管理庁「令和6年末における在留外国人数について」（2025年3月14日公開）

注2) 総務省「令和7年住民基本台帳人口・世帯数、令和6年人口動態（市区町村別）」（2025年7月1日現在）

注3) 統計しものせき（全市の数値（1）人口・世帯、自然環境）「外国人人口 国籍別」

注4) 下関市「下関市多文化共生・国際交流推進計画 2021~2030~多文化共生が拓く下関市の未来~」（2021年3月）

注5) 文部科学省「「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（令和5年度）」の結果について」（2024年8月8日公開）

注6) 文部科学省「「外国人の子供の就学状況等調査（令和5年度）」の結果について」（2024年8月30日公開）

通っておらず、学齢相当の子どもが不就学及び就学状況が把握できない状況に置かれていることが明らかとなった（前回調査より 418 人増加。5.1%増）。山口県では、令和 5 年に義務教育諸学校に通う外国人の子どもは 323 人、外国人学校に通う子どもは 8 人、不就学の子どもが 8 人、転出・出国（予定を含む）が 9 人、「就学状況把握できず」が 34 人、と報告されている。この調査は、市町村教育委員会に尋ねたものをもとに作成していることから、山口県内の各市町村の統計データも参照可能となっている。

表 1 令和 5 年度 山口県内各市町村の外国人児童生徒の就学状態等調査結果

| 令和 5 年度 | 就学 | | ③不就学 | ④転居・出国 (予定含む) | ⑤就学状況 把握できず | ⑥その他 | ①～⑥ 合計 | 住民基本台 帳の人数 |
|---------|--------------|------------|------|------------------|----------------|------|-----------|---------------|
| | ①義務教 育緒学校 | ②外国人 学校 | | | | | | |
| 下関市 | 47 | 3 | 0 | 4 | 22 | 0 | 76 | 76 |
| 宇部市 | 48 | 4 | 0 | 0 | 8 | 0 | 60 | 60 |
| 山口市 | 44 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 46 | 46 |
| 萩市 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | 5 |
| 防府市 | 22 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 22 | 22 |
| 下松市 | 10 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 12 | 12 |
| 岩国市 | 64 | 0 | 5 | 2 | 4 | 0 | 75 | 75 |
| 光市 | 16 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 17 | 17 |
| 長門市 | 15 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 15 | 15 |
| 柳井市 | 5 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 6 | 6 |
| 美祢市 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 周南市 | 24 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 25 | 25 |
| 山陽小野田市 | 15 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 15 | 15 |
| 周防大島町 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 和木市 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 4 |
| 上関町 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 田布施町 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 平生町 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 3 |
| 阿武町 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

出典：文部科学省「外国人の子供の就学状況等調査（令和 5 年度）」の結果について」

表 1 は、山口県内における外国人児童生徒の就学状況を市町別に比較することを目的として提示したものであり、下関市の位置付けを県内の他自治体との関係の中で把握することができる。この結果(表 1)をみると、下関市では義務教育に通っている外国人児童生徒が 47 名いることがわかる。さらにデータからは不就学者は認められないが、⑤「就学状況把握できず」が 22 人も存在していることがわかる。山口県全体で就学状況が把握で

きない子どもが 34 名いることが明らかになっているが、その中でも下関市が他市に比べても圧倒的に把握できていない人数が多いことが理解できる。すなわち、県内比較の観点からみても、下関市における就学状況把握の課題は相対的に深刻であり、本稿で同市を分析対象とする意義の一端がここに確認できる。日本が批准している国際人権規約や子どもの権利条約に照らせば、早期にこの子どもたちの就学状況について把握がなされる必要がある。

3. 多文化共生教育に関わる全国的な政策の変遷と教育実践の蓄積

以上の統計データが示すとおり、全国的にみても年々外国人児童生徒数は増加の一途を辿っており、山口県や下関市でも同様の傾向にあることが分かる。先述の通り、外国人の子どもの教育課題は、2000 年以降主に集住地域で顕在化し、対応や取り組みが先行して開始されてきた。当時、すでにニューカマー外国人の増加から 10 年が経過していたことから、外国につながる子どもの教育課題は一定程度整理されていた。

榎井(2005,pp21-22)は、2005 年当時、ニューカマーの子どもを取り巻く教育課題について、次の 10 点にまとめている。それらは、①在籍把握、②教育制度に関する情報・認識、③アイデンティティと母語・母文化・場所、④学力と進路保障／情報・教育費助成、⑤学校現場の支援の体制／通訳・日本語指導・幼小中高の連携・サポートネットワーク、⑥相談窓口／専門相談・カウンセリング・多言語対応・保証人・緊急一時支援金、⑦当事者の組織化、⑧地域での受け入れ／保護者の場づくり・日本語教室・日本語交流活動、⑨外国人 NGO・NPO、⑩教育委員会の外国人教育指針・自治体の国際化施策・共生プラン、である。さらに、この頃、ハード面での整備は進みつつあるが、不就学やいじめなどソフト面で子どもたちに寄り添う支援者が課題に気づいた一部の者に限られており、ごく限られた支援者に過度な負担が集中する構造になっていると考察している。この課題や支援が行き渡らない背景には、ホスト社会が外国につながる子どもをその居住国の構成員として認識せず、課題として潜在化させたままでも責任を問われることがなく、子どもたちの学ぶ権利を奪っている状況があると述べている(榎井 2005,p20)。

現在、これらの議論からすでに 20 年以上が経過している。課題が山積していた当時に比べ、政策などのハード面や学校や地域での取り組みやサポートなどのソフト面で、多文化共生教育に関わる整備は格段に進んできた。先に見た 10 の課題に対し、一つずつまたは同時進行で着実に整備が進められてきている。これらの課題を踏まえ、これまでに外国人教育政策は全国レベルでどのように検討されてきたのだろうか、その変遷を整理する。日本の外国人教育政策は、学校における外国人児童生徒の待遇を基礎づける土台でもある。なぜなら、これら国レベルの政策が、学校における多文化共生教育の裁量範囲、外国人生徒の社会的安定性に影響を与えるからである。これまで日本における外国人教育に関する政策の変遷を、まずはマクロレベルにおいて整理することとしたい。その後さらに、集住地域において、これまですでに実施されてきた地域や学校における教育支援や実践を列挙する。

(1) 外国人教育政策の変遷

外国人教育政策については、ニューカマー外国人の増加に伴い、各都道府県においても外国につながる子どもたちが顕在化し、2000年以降教育政策に関する議論が活発になっていく。

2008年には外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議が開かれ、日系南米人集住地域における対策支援が検討された。2016年には、学校における外国人児童生徒等に対する教育支援に関する有識者会議にて議論され、特に「V.外国人の子供等の就学・進学・就職の促進」では、高校入試の枠校の設定の促進、個々の生徒の日本語能力や学力、文化的背景等に配慮したきめ細かな指導の必要性、高等学校における日本語指導・教科指導の内容の改善・充実を図ること、さらに外国人生徒等の進学・就職を通じた社会的・経済的な自立の促進の必要性など、彼らのライフコースを見据えた入り口から出口までの支援の重要性について明記されている。

その後、2019年には日本語教育推進に関する法律が制定され、日本語教育の推進責任者として国・自治体・事業主が明示された。これまで、さまざまな地域において各教育機関や主にボランティアが担ってきた状況にあったが、この法律により国及び地方自治体が責任を持って推進していくこととなり、日本語教育の速やかな促進とその重要性が確認された。

最近では、2020年に外国人児童生徒等の充実に関する有識者会議がもたれ、①義務教育以外に、就学前段階や高等学校段階、高等学校卒業後も見据えた体系的な指導・支援が必要であること、②外国人児童生徒への指導体制は地方公共団体が行うため、取組に差が生じている。各地の就学状況の把握や、就学の促進が必要となること、③外国人児童生徒の母語、母文化を尊重した取組を推進すること、が提示された。特に、母語、母文化に言及した取組の推進については、これまで言及がなされておらず初出であり画期的な提案となっている。

2022年には、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議『外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ』が策定された。これは、政府の目指すべき共生社会のビジョンとその実現に向けて取り組むべき中長期的な課題及び具体的施策等を示したものである。そのうち、重点事項に係る主な取り組みの中の「3 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援」において、公立高等学校入学者選抜において外国人生徒を対象とした特別定員枠の設定及び受験に際しての配慮の取り組みを推進することや、高等学校において、日本語の個別指導を教育課程に位置付けて実施する制度を導入すること、が記されている。さらに、「4 共生社会の基盤整備に向けた取り組み」として、学校における異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の更なる普及・充実を推進することも明示されている。

表2 国レベルの外国人教育政策・法令等

| 年 | 省 庁 | 政策・法令等 |
|------|-----|-------------------------------------|
| 2016 | 文科省 | 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律 |
| 2019 | 法務省 | 入管法改定・施行在留資格の刷新 |

| | | |
|------|-----|--|
| 2019 | 文化庁 | 日本語教育の推進に関する法律 |
| 2019 | 文科省 | 中教審「増加する外国人児童生徒等への教育の在り方」について審議 |
| 2019 | 内閣府 | 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実 |
| 2019 | 文科省 | 外国人の子供の就学の促進及び就学状況の把握等について(通知) |
| 2020 | 文科省 | 外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針の策定について(通知) |
| 2021 | 文科省 | 中教審答申「増加する外国人児童生徒等への教育のあり方について」 |
| 2022 | 法務省 | 外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ→(令和6年度一部変更) |

出典：筆者作成

表2の通り、2000年以降、少しずつではあるが外国人教育に関する政策は整いつつある。これまでの変遷を見ると、日本語や教科指導など外国人児童生徒の社会統合のための施策については早期からその必要性については議論されてきたことがわかる。一方で、文化保障としての母語・母文化を尊重した取り組み推進に言及されたのはつい最近のことである。

(2) 学校レベルでの教育実践

外国人児童生徒の教育においては、これまで学校レベルで多様な実践が積み重ねられてきた。その代表的な取組の一つが、通常学級から一時的に分けて日本語指導を行う取り出し授業や、専任教員等による日本語教室の設置である。これらは、学習言語としての日本語の習得を基盤とし、教科学習への円滑な参加を可能にすることを目的としている。また、地域の拠点的作用を担うセンター校の整備は、専門性の集約と教育資源の効果的活用を可能にし、受け入れ体制の強化につながっている。

さらに、就学前段階からの支援として、就学前教育施設（日本語支援拠点）において日本語指導や学校文化への適応を促す試みも行われている。また卒業後の進学機会の保障に関しては、高等学校や大学における特別入試措置や特別入学枠の設置が、外国人生徒の進学支援の一環として導入されてきた。特別措置の一例としては、試験の時間延長や試験問題へのルビふりなどがみられる。全国的に広がりを見せている特別入学枠は、全国の30自治体で実施されている。また、高校入学後の支援として外国籍教員（ネイティブ教員）が配置されている自治体が存在している^{注7)}。外国籍教員（ネイティブ教員）は、外国人生徒の母語（母国語の維持や日本人生徒の語学力育成に資するのみならず、多文化理解教育の推進においても重要な役割を果たしている（志水 2008）。近年では、日本語教育を推進するため、2019年に公布・施行された「日本語教育の推進に関する法律」を受けて策定された「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」の中でも言及されたように、児童生徒の母語（継承語）や母文化の尊重・保障が教育課題として重視され、外国人児童生徒の言語的・文化的アイデンティティを支える実践として位置づけられている。

このように、学校レベルで展開されてきた教育実践は、日本語指導の充実にとどまらず、

^{注7)} 外国人生徒・中国帰国生徒等の高校入試を応援する有志の会 世話人会「都道府県立高校（市立高校の一部を含む）における 外国人生徒・中国帰国生徒等に対する 2025年度高校入試 の概要」（2025年6月8日）

進学支援や多文化共生の促進を含む幅広い取組へと拡大してきたといえる。

(3) 地域レベルでの教育サポート

外国につながる子どもたちの教育支援は、学校現場に限定されず、地域社会においても多様な取組が展開されてきた。その一つとして挙げられるのが、地域住民や市民ボランティアによる日本語教室や学習支援教室である。これらの場は、学校外で日本語学習や学習補習を行う機会を提供するとともに、子どもたちの生活環境に根ざした支援の基盤を形成している。

また、地域レベルの制度的支援として、国際交流協会などが設置する相談窓口が存在する。これらの窓口では、外国につながる子どもやその保護者を対象に、就学、学習、生活に関する多様な相談に応じており、教育と生活の両面における橋渡し機能を果たしている。さらに、地域ごとの支援ネットワークの形成も進んでおり、たとえば神奈川県 **Me-net** や大阪府の **オコタック** といったネットワークは、行政、教育機関、市民団体など多様なアクターを結びつけ、外国人児童生徒支援のための協働の枠組を提供している。

加えて、外国人生徒の進路保障に関連しては、高校進学や進路ガイダンスに関する全国的な支援者の交流会が開催されており、地域を越えた情報交換や実践共有が行われている。これにより、進学機会の拡充や進路選択に関する支援が制度的に強化されてきたといえる。また、近年では、単に進学支援にとどまらず、外国につながる若者の社会的自立を目的としたキャリア支援の取組（例：NPO 法人 **ABC ジャパン**、特定非営利活動法人 **glolab** などの取り組み）も展開されており、教育支援と職業的自立支援を一体的に進める実践が注目されている。

このように、地域レベルで展開されている教育サポートは、学校外での学習機会の提供、生活と教育をつなぐ相談体制の整備、広域的ネットワークの形成、進路・キャリア支援の充実といった多層的な特徴を有している。これらの取組は、外国につながる子どもの教育的包摂を地域社会全体で支えるための重要な基盤を構成していると位置づけられる。

4. 山口県下関市における多文化共生教育の現在

本節では、主に山口県および下関市における多文化共生並びに多文化共生教育に関する政策など制度的枠組（1）と現在学校及び地域で行われている教育的実践・活動（2）に分けて見ていくこととする。

(1) 制度的枠組

山口県および下関市においては、外国人住民の増加や国際交流の継続的实施を背景として、多文化共生を推進するための制度的枠組が段階的に整備されてきた。県レベルにおいては、2023年に「山口県多文化共生推進指針～山口県で暮らす日本人と外国人が共に活躍できる地域社会の実現に向けて～」(2023年～2026年)が策定された。その基本理念として「日本人と外国人が、お互いに尊重しながら、共に地域を創る一員として活躍することで、全ての県民が豊かに安心して暮らすことができる山口県」を掲げている。基本理

念を実現するために、次の3つの基本方針が定められている。「円滑なコミュニケーションができる地域づくり」「誰もが豊かに安心して暮らし続けることができる地域づくり」「日本人と外国人が共に活躍できる地域づくり」。またこれらの基本方針のもと、12にわたる取り組みが必要な分野と施策の方向性がまとめられているが、その中の1つに「外国人児童生徒等の教育機会の充実」が挙げられている。外国人県民の増加に伴い、日本語指導が必要な児童生徒が増加している現状に触れ、外国人児童生徒等の教育環境の充実や入学・進学に関する支援等に取り組み、多文化共生の考え方に基づく教育の推進を行うことについて明文化されている^{注8)}。

一方、市レベルでは、下関市国際課において「下関市多文化共生・国際交流推進計画～多文化共生が拓く下関市の未来～」(2021年～2030年)^{注9)}が策定され、その実施主体として2020年に多文化共生推進室が新設された点が注目される。同計画は、これまでの国際交流などの施策に加え、外国人住民が安全で安心して暮らせる地域づくりや、地域の住民と外国人住民が、共に地域社会を構成する一員として多様性を活かした豊かな地域づくりを推進していく「多文化共生社会」の実現を目指し、今後、市が取り組むべき方向性を定めたものである。さらに、人権保障やジェンダー平等の観点からは、「第4次下関市男女共同参画基本計画」(2021年～2026年)が並行して進められており、多文化共生と親和性をもつ制度的基盤を形成していると評価できる。

教育分野においては、山口県教育委員会が策定した「山口県教育振興基本計画」(2023年～2027年)^{注10)}が重要な位置を占める。同計画においては、社会の多様化とそれに伴う子どもの権利・利益の擁護が課題として提示されるとともに、「多様なニーズに応じた児童生徒への支援の充実」が施策の方向性として明確化されている。例えば、「日本語指導が必要な児童生徒への支援」として、学校生活や社会生活において、必要な知識や日常生活に必要な基本的な日本語の習得に向けたオンラインによる日本語の学習支援、各市町が配置する日本語指導補助者や支援員等による、日本語指導が必要な児童生徒の学習の支援、日本語と教科の統合指導、生活指導等を含めた総合的・多面的な指導を授業の中で支援する日本語教育サポート体制の支援に関する取り組みが挙げられている。すなわち、外国につながる子どもを含む多様な背景をもつ児童生徒に対する教育的支援が、県レベルの教育政策において制度的に位置づけられているといえる。

これに対して、下関市教育委員会による「下関市教育大綱・下関市教育振興基本計画[第4期]」(2025年～2029年)^{注11)}には、多文化共生や外国につながる子どもの教育に関する明示的な記述は見られない。この点は、県レベルの教育政策と比較すると、市レベルの教育施策に多文化共生の視点が十分に反映されていない可能性を示している。言い換えれば、市町村が担う教育の場において、多文化共生の理念が必ずしも十分に取り入れられていない状況がうかがえる。このことは、地域に暮らす多様な人々の教育的なニーズに応えるうえで今後の検討を要する課題であり、市レベルでの施策に多文化共生の視点をよ

注8) 山口県(2023)「山口県多文化共生推進指針(全文)」

注9) 下関市(2021)「下関市多文化共生・国際交流推進計画 2021～2030 多文化共生が拓く下関市の未来～」

注10) 山口県教育委員会(2023)「山口県山口県教育振興基本計画」

注11) 下関市教育委員会(2025)「下関市教育大綱 下関市教育振興基本計画[第4期]」

りの確に位置づけることが求められているといえよう。

(2) 教育実践と地域での取り組み

山口県や下関市における多文化共生教育の実践は、制度的枠組に加え、教育現場および地域社会における具体的取り組みによって支えられている。

県レベルでは、義務教育課が推進する「日本語教育支援体制整備事業」^{注12)}がその中心的施策として位置づけられる。この事業は、日本語指導が必要な児童生徒が、日本の学校生活や社会生活について必要な知識等を集中的に身に付けることができるよう、遠隔・オンラインによる日本語指導等の充実を図るとともに、日本語指導者・支援員等による継続的な支援を行い、切れ目ない日本語教育の基盤を提供することを目的としている。また、公益財団法人山口県国際交流協会においても「子ども支援」事業^{注13)}を通じて、外国につながる子どもとその家庭に対する生活支援(学校、教育委員会等への通訳派遣、外国人の教育相談窓口の設置)および学習支援(県内の日本語教室に関する情報提供や、個別日本語ボランティア紹介)、外国にルーツを持つ子どもの支援に関する講座の開催などが実施されており、教育と福祉の接点に立った多層的な支援が展開されている。

高等学校段階においては、山口県全日制および定時制高校において外国につながる生徒を対象とした入試における特別措置が設けられている。しかしながら、特別入試枠校は未設置であり、他県に見られるような包括的な入試制度の整備には至っていない。この点は、外国につながる若者の進学機会を保障する上で、制度的課題が依然として残されていることを示している。

一方、下関市においては、地域住民や市民団体による日本語教育の実践が長期的に継続されている。1992年に任意団体として設立された「外国人に日本語を教える会」は、地域に根差したボランティア団体として、生活者としての外国人を対象に30年以上に亘り外国人住民への日本語学習支援を継続してきた。また、2021年に設立されたNPO法人にほんごコミュニティは、下関市からの業務委託を受ける形で活動を続けており、より専門的かつ組織的な日本語教育の提供を進めている。2025年からは、新しい団体としてNPO法人しものせき多文化ひろばが設立され、「下関市で、多文化共生のまちづくりを念頭に、同じ市民として生活する外国人一人一人が自分らしく自己表現でき、地域に主体的に関わることをできるよう、日本語教育を軸とした支援活動」が行なわれている。これらの取り組みは、市民社会における多文化共生教育実践の着実な実践的成果を示すものである。

さらに、JICA 中国の海外派遣を経験した教員によって2018年ごろには国際理解教育が実施展開されるなど、学校教育の中にもグローバルな視点を持ち込む試みが展開された。加えて、2021年度からは山口県費により下関市にも義務教育段階において日本語教育支援担当が配置されている。しかしながら、1名の教員が8校の小中学校を巡回する形で日本語教育支援が行われている。このように、多文化共生教育に係る教員数の増加や確保、費用及びこれらの継続性に関して課題がみられ、制度的には限定的であるものの、学

注12) 山口県(2025)「令和7年度新たな時代の人づくり推進方針関連事業一覧」

注13) 山口県国際交流協会「子ども支援」

校現場における日本語教育支援体制の整備が着実に進められていると評価できる。

総じて、山口県および下関市における多文化共生教育は、県の制度的施策、国際交流団体による支援、高校入試制度における限定的な措置、さらには市民団体や NPO の活動によって多層的に展開されている。しかし同時に、高校進学 of 制度的保障や入学後のサポート、義務教育段階での日本語教育支援の人的リソースの不足といった課題、さらには制度的な枠組が不十分なためにボランティアや一部の教員に過度な負担が集中してしまうという問題も残されており、今後の持続的な展開に向けて解決すべき論点が存在している。

5. 考察と展望

本稿では、山口県および下関市における多文化共生教育に関する現状と課題について、収集した外国人（教育）政策に関する資料や、学校・地域における教育実践の整理を行った。その結果、下関市における多文化共生教育の現状は、前節 3 (1) で提示した一般的な課題と多くの点で重複していることが明らかになった。すなわち、現在の下関市が直面している多文化共生教育における困難や課題は、次のように整理できる。①外国につながる子どもの在籍把握、②教育制度上の対応、③アイデンティティと母語・母文化・「居場所」に関する問題、⑤学校現場における支援体制および日本語指導、⑧日本語教室の整備と運営、⑩教育委員会による外国人教育指針や自治体レベルの国際化施策・共生プランの位置づけ、である。

一方で、前節 3 (1) で挙げたその他の課題、すなわち④学力保障および進路保障とそれに伴う情報提供や教育費助成、⑥相談窓口の設置や専門相談・カウンセリング、多言語対応、保証人制度や緊急一時支援金、⑦外国につながる子ども・保護者による当事者組織の形成、⑨外国人 NGO・NPO による活動、については、本調査においては明確に確認することができなかった。しかし、これらの項目が現時点において不要である、あるいは下関市にとって重要性を持たないということの意味するわけではない。むしろ、先述した基礎的かつ喫緊の課題が一定程度解決された後で、あるいは同時並行的に検討されるべき課題であると位置づけられる。言い換えれば、外国につながる子どもの在籍数や課題について十分に把握されていない現状においては、学力保障や進路選択の機会均等を十分に議論することは困難であるといえる。

さらに、本調査から特に喫緊の課題として浮かび上がったのは、下関市における小・中・高等学校における日本語指導の整備と、その存続可能性の確保である。山口県教育委員会においては、2023 年度から「日本語教育支援体制整備事業」の枠組により日本語教育支援担当者が小中学校に加配され、そのための予算措置が講じられた。その枠組の中で下関市においても 1 名の加配が配当されている。しかし、これらの県の取り組みが今後も継続的に実施されるかどうかは不透明であり、制度的な安定性を欠いている。したがって、下関市においても独自に予算化を検討し、地域として持続可能な日本語および教科学習の指導体制を構築することが喫緊の課題である。これは、外国につながる子どもの教育機会を保障するための基盤的施策であり、ひいては地域における多文化共生社会の実現に向けた重要な第一歩となる。

以上のことから、下関市において多文化共生教育に関連するさまざまな課題が存在することが明らかとなった。これらの課題が顕在化している背景について、以下「歴史」「制度」「学校文化」の三側面から考察を行う。

(1)【歴史】従来の在日外国人教育との不連続性

日本における外国人教育を語る際に、在日コリアン教育の歴史を抜きにして語ることはできない。「海峡と歴史の街」と謳われている下関市は、戦前戦後と朝鮮半島との往来が非常に盛んな地域として全国的に有名である。

下関港は戦前、朝鮮半島や中国大陸へ渡る関釜連絡船の発着地としての役割を担った。下関市は、外国人とりわけ韓国・朝鮮人の集住地域を有しているところに特徴がある。その背景には、①下関港が戦前関釜連絡船の就航地として多くの朝鮮人の上陸地であり、1918年から1931年までの14年間の渡来者は122万人、帰国者は95万人、国内残留者29万人と記録されており、朝鮮人の収容施設として「昭和館」が建設されていた（下関市市史編纂委員会編1983）。②終戦時に仙崎港が国内残留者送還の出発港のひとつであったことから帰国できなかった人々が下関に定着し、本庁地区特に西部地区内にいくつかの朝鮮人集住地（トンネ）が形成された。

下関市の韓国朝鮮人人口の特徴は、東京・大阪などの大都市と比べると1980年代に見られるニューカマー韓国人の流入が少なく、オールドカマーとその子孫が大半を占めている点である。オールドカマーとの結婚等で韓国からやってきた女性が多く定着していると推察される（和田・魯2020 p.134）。

昭和13年当時の資料には、ある下関市内の朝鮮人児童生徒が多く通う小学校の様子について、次のような記述が残っている。「何等の理屈や面倒もなく、校庭で教室で、心から打ちとけた、それこそ内鮮（原文ママ）などというような懸念さえ忘れた和やかな風景が何時でも展開しているのである」とあって、「融和（原文ママ）」が非常に進んだ状態であることが強調されている（木村2014,p41）。もっとも、父兄会を内地人（原文ママ）と朝鮮人で別々に実施し、朝鮮人には通訳をつけることによってようやく参加者を増やしたという記述がある。ここには、違いを認めたいうえでの対応が行われていた点が確認できる。また、「風俗習慣の異なりや、家庭と学校との言語の相違、さらには服装の相違まで挙げれば、学校としても鮮童（原文ママ）自身としても種々の難関があるが、それらを見事突破して日々愉快的な学校生活をしている」という説明からも明らかのように、相違を難関として捉えつつも、それを突破したことが強調されている。したがって、種々の相違の存在は依然として課題であり、その克服には違いを踏まえた対応が必要とされていたことがうかがえる。

また、戦前戦後以降の在日コリアンの人々の定住に伴い、山口県には在日韓国・朝鮮人が学ぶ学校がいくつもできた。1946年の「朝連下関初等学院」創立を初め、1950年代には岩国朝鮮初級学校、徳山朝鮮初級学校、下関朝鮮初級学校、宇部朝鮮初級学校が開校している。1972年には山口朝鮮高級学校を設立されている。下関市にある山口朝鮮初中級学校は、2006年に下関朝鮮学校と宇部朝鮮学校が統合したものであり、山口県唯一の朝鮮学校となっている。

このように、在日コリアン児童生徒が地域の学校において共に学んでいた時期には、本稿のキーワードである多文化共生教育、すなわち国籍・言語・文化などの差異を相互に承認し、尊重し合うことを志向する教育が一定程度実践されていた（「同化」の力が少なからず働いていたとしても）形跡を確認することができる。また、戦後から今日に至るまで山口県および下関市において朝鮮学校が教育活動を継続してきたという歴史的事実は、この地域の顕著な特徴である。しかしながら、このように長期にわたり地域社会の一員として生活してきた在日外国人、とりわけその代表的存在である在日コリアンの教育実践の歴史が、現在の下関市の教育とほとんど接続されていない点は看過できない。この背景には、第一に、朝鮮学校が日本の公教育制度の外部に位置づけられてきたことによる制度的分断があり、両者のあいだで教育実践や知見が共有・継承されにくい構造が存在している。第二に、在日コリアンを主たる対象としてきた従来の外国人教育と、近年増加しているニューカマー児童生徒への教育支援とでは、言語、文化的背景、来日の経緯などにおいて課題の性質が大きく異なり、過去の実践がそのまま適用されにくいという断絶がある。さらに第三に、日本の学校教育においては同化を前提とした教育観が根強く存在しており、差異の承認や多文化的共生を志向する実践が制度的に蓄積されにくかった点も指摘できる。これらの要因が重なり合うことによって、地域に蓄積されてきた外国人教育の経験が現在の教育実践へと十分に接続されないという状況が生じていると考えられる。すなわち、本事例において浮き彫りとなる構造的課題とは、①制度的に分断された教育システム、②対象とする児童生徒の変化に対応しきれない支援枠組、③差異を包摂する教育理念の制度化の不十分さ、という複合的な問題である。このような構造のもとでは、多文化共生教育の理念が掲げられていたとしても、それが具体的な教育実践として持続的に展開されることは困難である。

(2)【制度】外国人教育指針の不在

本稿の第4節(1)の制度的枠組の現状について、山口県および下関市の現状を以下のように結論づけた。山口県および下関市では2020年代に入ってから、外国人住民の増加や国際交流を背景に、多文化共生を推進する制度的枠組が整備されてきた。県レベルでは「山口県多文化共生推進指針」（2023～2026年）が策定され、基本理念と3つの基本方針のもと、「外国人児童生徒等の教育機会の充実」を含む具体的施策が示されている。また、「山口県教育振興基本計画」（2023～2027年）においても、日本語指導を必要とする児童生徒への多面的支援が制度的に位置づけられている。一方、市レベルでは「下関市多文化共生・国際交流推進計画」（2021～2030年）が策定され、多文化共生推進室が設置されるなど制度的基盤は整備されている。しかしながら、「下関市教育振興基本計画〔第4期〕」（2025～2029年）には、多文化共生や外国につながる子どもへの教育支援に関する明示的記述が見られない。

すなわち、外国につながる子どもを含む多様な背景をもつ児童生徒に対する教育的支援は、県レベルの教育政策において制度的に位置づけられていると評価できる。しかし、市レベルにおいては同様の指針が欠如しており、これは教育行政上の重要な課題である。市町村が担う教育現場において、多文化共生の理念が体系的に反映されていない状況は、地

域社会における多様な教育的ニーズへの対応において制約を生じさせる。このことは、市レベルにおける教育施策の設計において、多文化共生の視点を制度的に組み込む必要性を示唆している。

制度的な整備がなされることで、教育目標に基づく計画的施策の策定が可能となり、予算や人員配置の合理的根拠ともなる。一方、現状では市の教育計画に多文化共生の視点が十分に反映されておらず、外国人児童生徒への教育支援が、一部の地域ボランティアや熱心な教員に依存しており負担が偏っているのが現状である。

しかしながら、県予算により日本語指導員が配置されている事例に鑑みると、下関市においても同様の制度的支援を整備することが喫緊の課題である。ここで重要なのは、外国人児童生徒の絶対数の問題として捉えるのではなく、地域内に暮らすすべての児童生徒が安全・安心に学習を継続できる教育環境を制度的に保障し、すべての子どもが学ぶ権利を確実に享受できることであり、そのための政策的措置の迅速な実施が求められる。

(3)【学校文化】多文化共生教育に資する学校文化の醸成の必要性

加えて、児童生徒が少数かつ点在していることにより、その存在が教育現場において十分に可視化されていないという構造的制約は、依然として無視できない現実である。例えば、日本語指導に関わる教員へのインタビューにおいては、学校内で児童生徒の国籍や言語的背景に関する情報が体系的に把握されておらず、その結果として日本語指導が必要であるにもかかわらず見過ごされてしまう可能性があることへの懸念が語られた。また、学力不振の要因についても、それを当該児童生徒個人の努力不足といった個人的要因に還元して捉える傾向が見られ、言語的背景や家庭環境、さらには社会経済的要因といった複合的な観点から理解しようとする視点が十分に共有されていない実態が指摘されている。

このように、外国につながる児童生徒が「見えにくい存在」として扱われている状況は、単に人数の少なさに起因するものではなく、学校内における情報把握の仕組みの不備や、教員間での認識の共有の欠如といった制度的・文化的要因によって再生産されていると考えられる。このため、多文化共生教育の重要性が学校内や教員の間で十分に共有されていない状況が放置されており、学校として取り組むべき文化が形成されていないことは、看過できない課題である。言い換えれば、学校は多文化共生教育を推進すべき責任を有しながら、制度や文化の整備において顕著に立ち遅れていると指摘せざるを得ない。

学校文化は、学校長や教職員のみならず、マジョリティの児童生徒、マイノリティの児童生徒、保護者、地域社会の関与によって形成されるものである。したがって、外国人児童生徒のライフキャリアを見据え、安全かつ安心して学べる環境を学校・地域全体で構築することが、緊急かつ不可欠な課題である。この観点は、不登校やヤングケアラーをはじめとする学びに課題を有する子どもたちへの教育の改善においても、重要な示唆を与える。

さらに、多文化共生教育を日本語教育の枠に限定することは、教育現場における不十分な対応を温存することに他ならない。ヨーロッパ諸国や日本の他府県ですでにその重要性が認められているように、外国につながる子どもたちの母語（継承語）の保障、母文化の尊重、そしてアイデンティティや文化的背景が否定されない教育環境の整備は、学校文化の根幹として早急に推進されるべきである。現状の遅れは、市政府、教育委員会や地域が

担うべき教育責任の軽視として問題視されるべきであり、多文化共生教育に資する学校文化の醸成は、一刻の猶予も許されない課題である。

最後に、本研究の分析・考察を通して、外国人児童生徒少数在籍地域における多文化共生教育の改善の方向性についてある程度明確化することができた。具体的には、地域の従来の在日外国人教育実態を踏まえつつ、歴史的に蓄積されてきた教育遺産を継承し、地域内に既存する教育資源（地域の日本語教育活動や学校内外での取り組みや実践）を統合することが求められるだろう。ここでいう教育資源の統合とは、例えば、地域で実施されている日本語教室やボランティアによる学習支援活動と学校教育とを接続し、児童生徒の言語能力や学習状況に関する情報を相互に共有する仕組みを構築することや、朝鮮学校をはじめとする地域内の外国人教育機関との交流・連携を通じて、母語・文化に関する教育実践の知見を公教育に還元していくことなどが考えられる。さらに、学校内においても、日本語指導担当教員と学級担任、教科担当者との連携を強化し、個別の児童生徒に対する支援を学校全体で共有・展開する体制づくりが必要である。また、外国人児童生徒が少数在籍する地域特性を考慮した教育指針の策定が不可欠である。この際、従来、ホスト社会が外国につながる子どもたちを居住国の構成員として認識せず、教育上の課題を潜在化させたまま責任が問われない状況が存在した事実と向き合い、子どもたちの学ぶ権利を保障することは、教育改善における基盤的課題である。

加えて、教育改善の実現にあたっては、行政や教育委員会、学校に加え、研究機関としての大学の役割も重要であると考えられる。本稿で明らかになったように、少数散在地域においては、外国人児童生徒の実態把握の不十分さや、学校内での課題認識の共有の弱さ、さらには学校・地域・関係機関の連携体制の未整備といった課題が複合的に存在している。こうした課題に対応するためには、個別の主体による断片的な取り組みではなく、複数の主体が連携した包括的な対応が不可欠である。今後、山口県および下関市において、外国人市民の割合の増加が予測されていることから、下関市における教育の在り方については、官学連携、場合によっては産官学連携を通じて検討されることが望ましい。例えば、大学が中心となって地域の実態調査やデータの収集・分析を担い、その成果を行政や教育委員会と共有することで、外国人児童生徒の可視化と政策形成に資することが期待される。また、学校現場と連携した実践研究を通じて、教員間での課題認識の共有や支援モデルの構築を図ることも可能である。さらに、地域の企業や NPO 等を含めた連携により、学習支援やキャリア支援の機会を拡充することも考えられる。

このような連携は、地域における多文化共生社会の構築と教育の質的向上に資するものである。引き続き研究調査を継続していきたい。

【謝辞】

本研究は、下関市立大学地域課題研究助成金（2023年度、2024年度）の支援を受けて実施したものであり、文献収集および調査の遂行にあたり多大なる助力を得た。ここに記して深く感謝申し上げます。

また、研究調査に際しては、山口県および下関市の教育関係者の方々より貴重なお話を

伺う機会を得た。本稿では基礎資料等の分析を主な目的としたため、インタビュー内容を十分に活用するには至らなかったが、これらの知見は今後の研究にとって重要な示唆を与えるものであった。ここに厚く御礼申し上げる。

さらに、2024年1月11日に下関市立大学において開催された「都市未来フォーラム」での発表は、本稿の構想を具体化する契機となった。当日、貴重なコメントやご質問をお寄せいただいた参加者の皆様に心より感謝申し上げます。

最後に、本稿の改善にあたり有益なご指摘を賜った査読者の先生方に深く感謝申し上げます。

引用・参考文献

岩崎雅子・にしゅんた J.A.T.D. (2004)「日本における外国籍住民生活実態調査と地域の課題について：異文化間ネットワークの必要性について」、『山口県立大学国際文化学部紀要』10巻, pp.65-75.

岩野雅子 (2005)「山口県における多文化共生促進事業：外国籍住民を対象とする調査報告」、『山口県立大学国際文化学部紀要』11巻, pp.41-50.

榎井縁 (2005)「「ニューカマー」の子どもたちの現状と多文化共生教育」財団法人アジア・太平洋人権情報センター編『多文化共生の教育とまちづくり』,(株)解放出版社.

榎井縁 (2022)「大阪の多文化共生教育-公立学校の外国人教育研究組織に着目して」高谷幸編著『多文化共生の実験室 大阪から考える』,青弓社.

木村健二 (2014)「1939年の在日朝鮮人-関門日日新聞にみる下関地域の動向-」、『地域共創センター年報』7, pp.27-44.

志水宏吉編著(2008)『高校を生きるニューカマー：大阪府立高校にみる教育支援』,明石書店.

沼尾波子ら編著 (2023)『多文化共生社会を支える自治体-外国人住民のニーズに向き合う行政体制と財源保障-』,旬報社.

轟蕙菁・山脇佳・榎井縁・王一瓊・大川ヘナン・山本晃輔・石川朝子 (2023)「公教育における外国人生徒の排除と包摂-5つの高校の比較調査から-」、『未来共創』10巻 p. 219-263.

魯ゼウオン (2019)「山口県下関市の在日朝鮮人と朝鮮学校の形成過程：山口朝鮮初中級学校を事例に」、『天理大学人権問題研究室紀要』22, pp.21-33.

平田歩・當房詠子 (2017)「下関市における外国にルーツを持つ子どもたちへの日本語支援について：夏休み日本語教室の役割と意義」、『梅光学院大学論集』50巻, pp.1-12.

平田歩・當房詠子 (2021)「オンラインを利用した子どもの日本語指導者・支援者育成の取り組み：下関からの発信」、『梅光学院大学論集』54巻, pp.31-46.

文光喜 (2022)「オールドカマーとニューカマーの子どもたちの教育-民族教育と多文化共生教育の現状と課題-」、『放送大学文化科学研究』1, pp.75-83.

山根俊彦 (2016)「多文化共生教育の検証と展望-「日本人性の脱構築」を手がかりに-」、『関係性の教育学』15巻1号 pp. 13-23.

和田清美・魯ゼウオン (2020)『海峡都市・下関市の生活世界：交流・連携,在日コリアン,まちづくり』,学文社.

参考 URL

外国人生徒・中国帰国生徒等の高校入試を応援する有志の会 世話人会「都道府県立高校（市立高校の一部を含む）における 外国人生徒・中国帰国生徒等に対する 2025 年度高校入試 の概要」

[https://www.kikokusha-](https://www.kikokusha-center.or.jp/shien_joho/shingaku/kokonyushi/other/2024/2025houkokushoA4.pdf)

[center.or.jp/shien_joho/shingaku/kokonyushi/other/2024/2025houkokushoA4.pdf](https://www.kikokusha-center.or.jp/shien_joho/shingaku/kokonyushi/other/2024/2025houkokushoA4.pdf)(2025 年 6 月 8 日公開)

法務省出入国在留管理庁「令和 6 年末における在留外国人数について」

https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/13_00052.html(2025 年 3 月 14 日公開)

総務省「地域における多文化共生推進プラン」https://www.soumu.go.jp/kokusai/pdf/sonota_b6.pdf
(2006 年 3 月 27 日公開)

総務省「令和 7 年住民基本台帳人口・世帯数、令和 6 年人口動態（市区町村別）」

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/daityo/jinkou_jinkoudoutai-setaisuu.html
(2025 年 7 月 1 日公開)

山口県「山口県多文化共生推進指針（全文）」

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/95/239776.html>（検索日：2025 年 9 月 19 日）

山口県(2025)「令和 7 年度新たな時代の人づくり推進方針関連事業一覧」

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/uploaded/attachment/210869.pdf> 検索日：2025 年 9 月 19 日)

山口県国際交流協会 HP「子ども支援」 <https://yiea.or.jp/support/child/>（検索日：2025 年 9 月 19 日）

山口県教育委員会(2023)「山口県山口県教育振興基本計画」

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/uploaded/attachment/201521.pdf>（検索日：2025 年 9 月 19 日）

下関市(2021)「下関市多文化共生・国際交流推進計画 2021~2030~多文化共生が拓く下関市の未来~」

<https://www.city.shimonoseki.lg.jp/uploaded/attachment/10473.pdf>（検索日：2025 年 9 月 19 日）

下関市教育委員会(2025)「下関市教育大綱 下関市教育振興基本計画 [第 4 期]」

<https://www.city.shimonoseki.lg.jp/uploaded/attachment/89030.pdf>（検索日：2025 年 9 月 19 日）

統計しものせき（全市の数値（1） 人口・世帯、自然環境）

<https://www.city.shimonoseki.lg.jp/soshiki/134/1208.html>（令和 2 年 10 月 1 日：国勢調査結果）